

第4章 計画の実施方法等



1 計画の進捗管理等

(1) 計画の実施状況の点検・評価

県は、各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、それを踏まえて対策を実施します。

点検・評価においては、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の進捗状況に加え、数値目標及び定性的な分析による各種施策の評価を行い、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

(2) 計画の実施状況の公表

各年度における計画の実施状況の点検・評価を公表し、その進捗状況や改善に係る措置等について沖縄県子ども・子育て会議の意見を聴くこととします。

(3) 計画策定後の見直し等

支援法において、市町村は、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村が計画で定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされています。

本県においても、今後、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しが発生した場合にはその状況等を勘案し、県として必要な場合には、本計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の本計画の期間は、当初の計画期間とします。

2 役割分担の明確化と協働体制の構築

(1) 県関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものです。

県においては、子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備するとともに、小学校就学前子ども等に係るその他の施策との緊密な連携に努めます。

(2) 市町村との連携及び協働

県及び各市町村は、教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育

事業を利用する機会を確保するため認可、認定及び確認並びに指導監督に当たって、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。特に、市町村が私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう県は、市町村に必要な支援を行います。

(3) 国との連携及び協働

国及び県、市町村は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の適切かつ円滑な実施のために、恒常的に意見交換を行い、連携・協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進します。

(4) 社会のあらゆる分野の構成員との協働

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。

とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されています。教育・保育施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。